

ウィンドファーム認証要領

【RE-9】

目 次

1. 改訂記録
2. 適 用
 - 2.1 一般
3. 用語の定義
 - 3.1 一般
4. 認証基準
 - 4.1 一般
5. 一 般
 - 5.1 言語と単位
 - 5.2 情報の提供
 - 5.3 依頼者からの文書提出
6. 業務提供の条件
 - 6.1 一般
 - 6.2 機密保持
 - 6.3 解釈
7. 責任
 - 7.1 責任
 - 7.2 補償
 - 7.3 補償請求
8. 準拠法及び裁判管轄
 - 8.1 準拠法及び裁判管轄
9. 雑則
 - 9.1 不服の申立て
 - 9.2 業務提供の条件等
10. 認証システムの管理
 - 10.1 認証モジュールと認証種別
 - 10.2 認証文書及びシンボル類
 - 10.3 登録簿
 - 10.4 認証の取消し又は終了
 - 10.5 臨時のサーベイランス

1. 改訂記録

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2017.12.01	—	新 規 制 定
1	2018.01.10	全体	体裁を統一 10.5 項を追加

2. 適 用

2.1 一般

2.1.1 本要領は、風力発電所に対するウィンドファーム認証について規定する。

2.1.2 原則として、日本国内において電気事業法の適用を受け、出力が 500 キロワット以上の風力発電所を対象とする。その他の場合については、別途本会が適当と認めるところによる。

3. 用語の定義

3.1 一般

3.1.1 本要領で用いる主な用語及び定義は、JIS Q 17065 及び JIS C 1400-22 によるほか、次による。

- (1) 「依頼者」とは、ウィンドファーム認証を申請する者をいう。
- (2) 「NK-PASS」とは、本会ウェブサイト上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。
- (3) 「登録簿」とは、本会が認証基準への適合性を確認したウィンドファームを登録し、公開する文書をいう。
- (4) 「登録者」とは、本会にウィンドファーム認証業務の提供を依頼する依頼者のうち、本会が認証文書を発行する相手をいう。

4. 認証基準

4.1 一般

4.1.1 本会は、ウィンドファーム認証において、次の規格等及びこれらに引用される規格類を適用して評価を行う。また、これらの規格類は最新版の適用を原則とする。

ただし、常に最新版の適用が求められるもの以外であって、旧版も有効である場合については、本会が適当と認める場合に限り、最新版ではない規格類を適用することを認める。また、同一の国際標準の適用もこれを認める。

- (1) JIS C 1400-1：風車－第 1 部：設計要件
- (2) JIS C 1400-3：風車－第 3 部：洋上風車の設計要件
- (3) 平成 9 年 3 月 27 日通商産業令第 53 号「発電用風力発電設備に関する技術基準を定める省令」
- (4) 20140328 商局第 1 号「発電用風力設備の技術基準の解釈について」
- (5) 土木学会「風力発電設備支持物構造設計指針・同解説（2010 年版）」
- (6) Germanischer Lloyd (GL) Guideline for the Certification of Wind Turbines 2010
- (7) Germanischer Lloyd (GL) Guideline for the Certification of Offshore Wind Turbines 2012
- (8) 風車及びウィンドファームの認証に関するガイドライン（一般財団法人日本海事協会）
- (9) JIS C 1400-22：風車－第 22 部：風車の適合性試験及び認証（以下、JIS C 1400-22）
- (10) 一般社団法人日本電機工業会「風力発電のサイト適合性評価手法」

4.1.2 本会が適当と認める場合には、上記以外の国際規格、国家規格、認証機関の規則などについても認証基準として適用することができる。

5. 一般

5.1 言語と単位

5.1.1 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における言語は、原則として日本語とする。本会

が適当と認める場合は、英語として差し支えない。その他の言語は、これを受け付けない。

5.1.2 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における単位は、SI 単位系を原則とする。

5.1.3 本会が発行する認証書は、和英併記とする。

5.1.4 本会が発行する認証評価報告書は、日本語にて作成するものとする。

5.2 情報の提供

5.2.1 依頼者は、本会が認証業務の提供に関し、必要と認める十分かつ正確な情報（図書や記録等）を提供しなければならない。本会が要請する図書の提出には応じなければならない。

5.2.2 依頼者は、適用規格又は関連する他の規格等に従ったすべてのコミュニケーションの記録及びとられた処置の記録を、必要に応じて本会が利用できるようにしなければならない。

5.3 依頼者からの文書提出

5.3.1 本会が要求する提出図書の提出方法は、原則として NK-PASS を利用するものとし、本会が適当と認める場合は、郵送及びメールで提出してよい。

6. 業務提供の条件

6.1 一般

6.1.1 以下に定める条件は、ウィンドファーム認証の業務に関連して本会が提供する一切の業務に適用し、本会がこれらの業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。

6.1.2 本会は、業務の実施に際しては、十分な注意をはらい、かつ、専門家としてそれにふさわしい方法でこれを行う。

6.1.3 業務の提供は、次の条件を前提としてこれを行う。

- (1) 本会が業務を行った後に発行するウィンドファーム認証に関する文書は、当該業務が実施された時点での当該ウィンドファームの状態を示すものであること。又、当該文書に記載されている事項、範囲を超えて証明又は報告するものではない。
- (2) ウィンドファーム認証業務に関連して本会が発行する文書は、本会への依頼者又は正当に権限を付与された者が使用するためのものであり、それ以外の第三者の使用に供するものではない。

6.1.4 この業務提供の条件又は本会が業務提供に関連して発行する文書のいかなる記述も、依頼者、又はその他の者が本来負うべき製品保証その他の契約上の義務又は過失を免責するものではなく、又第三者に対していかなる求償、賠償その他の請求権を付与するものでもない。

6.1.5 この業務提供に係る手数料については、次の条件を前提としてこれを行う。

- (1) 本会が提供する認証業務に関する手数料等は、本会が別途定める規定による。本会は手数料等の定めを、任意に変更する権利を有する。
- (2) 本会が発行する認証業務に関する見積書は、発行時点の手数料等の規定に基づいており、手数料等が変更される、又は係る工数が見積時点から大幅に変更となる場合には、再度見積書を作成し、依頼者に提示する。
- (3) 本会の認証業務に関する手数料等は、認証業務完了後に、本会が別途定める規定に従い請求し、依頼者より支払われるものとする。

- (4) 支払いの遅滞の場合は、年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。
- (5) 本会は、依頼者がその都合により、業務依頼を取り下げたときは、業務の既の実施した部分についての手数料及び経費を、依頼者から申し受ける。

6.2 機密保持

6.2.1 本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためには開示しない。本会が実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。ただし、文書、情報又は業務結果の内容もしくは写しは、裁判所からの命令、訴訟手続き又は各国政府等の公的機関から法に基づく正当な権限により要請がある場合に開示する。

6.3 解釈

6.3.1 この業務提供の条件、規則及び本会が発行する文書の効力、適用及び解釈は、本会がこれを決定する。

7. 責任

7.1 責任

7.1.1 本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、業務の提供の際の作為、不作為又は過失に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。

7.2 補償

7.2.1 前 7.1.1 項の規定にかかわらず、依頼者の蒙った損失、損害又は費用が本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人の過失による作為もしくは不作為に起因することが立証されたときは、本会は、当該業務に対して本会が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、又は費用を補償する。

7.3 補償請求

7.3.1 前 7.2.1 項に規定する損失、損害又は費用の補償請求は、当該業務が最初に提供された日から 6 ヶ月以内に本会宛に書面で行われなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは、いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。

8. 準拠法及び裁判管轄

8.1 準拠法及び裁判管轄

8.1.1 この業務提供の条件は、日本の法律に準拠し、これに従って解釈するものとする。全ての紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする裁判により、日本の法律を適用して解決するものとする。

9. 雑則

9.1 不服の申立て

9.1.1 本規則に基づき実施されたウィンドファーム認証業務の結果に関して不服があるとき、依頼者は「RE-5 苦情及び異議申立て要領」に従い、ウィンドファーム認証書の発行日翌日から起算して 30 日以内に文書をもって本会に対して調査を要求することができる。

9.2 その他

9.2.1 本会が、ウィンドファーム認証業務の内容について依頼者と協議の上、業務契約を締結する業務

であって、手数料及び経費、業務提供の条件、責任、準拠法及び裁判管轄、不服の申立てについての条項が当該業務契約にある場合には、別途協議の上これを定めるものとする。

10. 認証システムの管理

10.1 評価モジュールと認証種別

10.1.1 本会が提供する認証業務は、次に示す評価モジュールの全ての組合せ又は本会が認める場合には風車設計評価もしくは支持構造物設計評価のいずれかを除く組合せにより実施される。

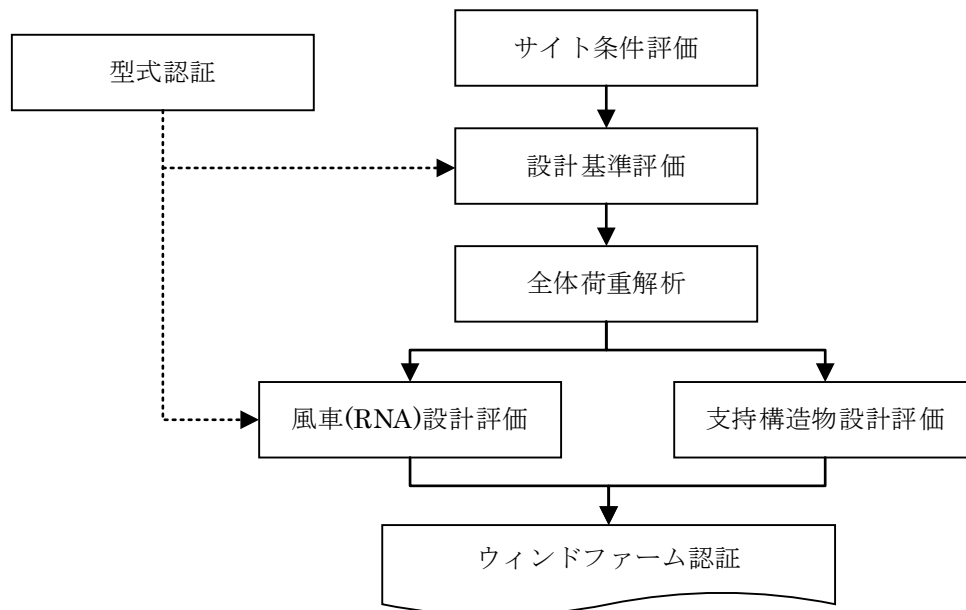


図1 ウィンドファーム認証の評価モジュール

10.2 認証文書及びシンボル類

10.2.1 申請された風車、支持構造物の設計が認証基準に適合していることが確認された場合、前 10.1.1 に定める実施内容に応じて、本会は依頼者に認証文書を発行する。

10.2.2 本会が発行する認証文書のタイトル及び有効期間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) ウィンドファーム認証書 | : 無期限 |
| (2) サイト条件評価適合証明書 | : 無期限 |
| (3) 設計基準評価適合証明書 | : 無期限 |
| (4) 風車設計評価適合証明書 | : 無期限 |
| (5) 支持構造物設計評価適合証明書 | : 無期限 |

10.2.3 本会が特に認める場合に限っては、未解決事項を付して、その対応期限を設けることで認証文書を発行する場合がある。その場合、認証文書の効力は当該期限までとなる。

10.2.4 前 10.2.2 項に示すいずれの認証文書についても、本会が各評価モジュールで審査した提出図書に記載の内容、及び関連する情報に変更があった場合、その時点において認証文書は無効となる。

10.3 登録簿

10.3.1 本会は、ウィンドファーム認証の授与が決定された場合、登録簿に少なくとも、「風力発電所名

称」、「風車型式」、「風車基数」、「認証対象」、「認証文書番号」、「発行日」、「有効期限」（設定される場合）を登録し、これを公開する。

10.3.2 登録簿に影響する認証内容の変更、認証の取消し又は終了が決定された場合、速やかに登録簿を更新し、これを公開する。

10.4 認証の取消し又は終了

10.4.1 本会は、認証したウィンドファーム及び登録者において、次の事項のいずれかに該当する場合、認証の取消しを検討し対応期日を含めて、その旨を登録者に通知する。

- (1) 認証業務に関する手数料が期日までに支払われない場合
- (2) 登録者が、認証に対する不十分な理解の下に、本会の地位、名誉、正当性を貶めるような行動、発言、印刷物やウェブページの公開等を行った場合
- (3) 認証文書が、誤解を招く方法で使用された場合

10.4.2 本会は、前 10.4.1 項に定める対応期日までに登録者が対応を完了できなかった場合、認証を取り消し、その旨を登録者に通知する。

10.4.3 登録者は、本会の認証は認証取消しに関する決定について、不満がある場合には、「RE-5 苦情及び異議申立て要領」に従い、本会に対して異議申立てを表明することができる。

10.4.4 本会は、登録者が認証の終了を通知した場合には、認証を終了する。

10.4.5 登録者は、認証が取消し又は終了した場合には、認証文書をすみやかに本会に返却しなければならない。また、認証について言及している全ての印刷物を中止し、廃棄及び削除し、対応が完了したことを本会に報告しなければならない。

10.5 臨時のサーベイランス

10.5.1 本会が必要と判断する場合には臨時のサーベイランスを実施する。

10.5.2 本会の評価において不適合が発見された場合は、登録者に不適合の内容と対応期日を通知し、登録者は期日までに不適合を是正しなければならない。ただし、登録者と協議し、対応期日について登録者の合意が得られない場合には、本会と登録者が合意できる対応期日を再策定する。

10.5.3 本会は、不適合の是正が確認できた場合、報告書を作成する。ただし、対応期日までに是正が完了しない場合、認証を取り消し、その旨を登録者に通知する。

以上